

茨城県植物園 木製家具製作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月
茨 城 県

1 業務概要

(1) 業務名

茨城県植物園 木製家具製作業務委託

(2) 目的

市町村における木材利用の促進及び木製品の普及啓発を図るために、市町村施設での導入のモデルとして、リニューアル工事により飲食施設や屋外の休憩スペース等を整備している茨城県植物園に県産木材を活用した木製品を導入する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 設置場所

茨城県植物園（那珂市 戸 地内）

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 24 日（金）

(6) 委託料上限額

20,530,000 円（税込）

2 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、全ての構成員が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に営業種目区分の大分類が「03 家具類」、小分類「1 木製家具」で登録している者又は本入札案件を取扱可能種目としている者で、茨城県内に本店を有すること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (7) 過去 10 年間に類似の家具製作業務（茨城県産木材を用いて家具を製作・加工し、納品した業務）を元請けとして履行した実績があること。

3 スケジュール（案）

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和 7 年 6 月 13 日～令和 7 年 7 月 7 日
質疑受付期間	令和 7 年 6 月 23 日（16 時まで）
質疑回答	令和 7 年 6 月 24 日
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 6 月 25 日（17 時まで）
参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 27 日
企画提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 7 日（17 時まで）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 7 年 7 月 9 日～14 日のいずれかの日
審査結果通知及び契約	令和 7 年 7 月中旬

4 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付・回答の公表

本プロポーザルに関する質疑の受付は下記のとおりとする。

なお、質疑は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項、並びに本業務に関する事項とし、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 23 日（月） 16 時まで（必着）
- ② 提出方法：質疑書（様式 1）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。
また、提出後は速やかに担当課へ電話にて到着確認を行うこと。
なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法：令和 7 年 6 月 24 日（火）までに茨城県公式ホームページに掲載する。

（2）参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書を提出すること。

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時まで（必着）
- ② 提出方法：担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る）
（持参の場合は、土・日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までの間に持参すること。）
- ③ 提出書類：参加表明書（様式 2） 原本 1 部
業務実績調書（様式 3） 原本 1 部
- ④ 留意事項：業務実績調書に記載する実績は、過去 10 年間に類似の家具製作業務（茨城県産木材を用いて家具を製作・加工し、納品した業務）を 5 件以内で記載すること。また、それを証明する書類（契約書の写し、県産木材の使用が確認できる資料等）及び成果物の写真を添付すること。

(3) 提出先

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6
メールアドレス rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp
電話番号 029-301-4021 Fax 029-301-4039

5 企画提案書等に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書の作成及び提出

① 提出期限：令和7年7月7日（月）17時まで（必着）

② 提出方法：担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る）

（持参の場合は、土・日及び祝日を除く8時30分から17時までの間に持参すること）

③ 提出書類：企画提案書（任意様式） 原本1部、副本5部

・提案内容は、「6 審査方法等に関する事項（2）評価項目」の企画提案の評価事項を踏まえて、簡潔かつ明瞭に記述すること。

・企画提案書に、図、絵、写真等を使用することは可とする。

・参加者の特定につながる表現（会社名、社員名等）、文言及びマーク等は記載しないこと。

・企画提案書は、プレゼンテーション時に使用する。なお、プレゼンテーションはプロジェクターを用いて企画提案書をスクリーンに投影して行う予定であるため、審査委員会までにデータを電子メールにて提出すること。

積算内訳書（任意様式） 原本1部、副本5部

・積算根拠がわかるように各家具の経費内訳（数量、単価、金額等）を記載すること。また、搬入・設置費用も含めること。

④ 留意事項：・提案は1者につき1提案（共同提案の場合は1グループにつき1提案）とし、複数提案を認めない。

・共同提案の構成員は、別の共同提案の構成員となることはできないほか、単独で提案することを認めない。

・提出した企画提案書の差し替え等は原則認めない。ただし、明らかな誤字等の修正で県が認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出先

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6
メールアドレス rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp
電話番号 029-301-4021 Fax 029-301-4039

(3) 企画提案書の無効

参加申請に係る書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案書及び下記のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ・参加表明書を提出していない。
- ・提出期限を過ぎて提出した。
- ・仕様書に示された条件に明らかに適合しない。
- ・見積額が委託料上限額を超えている。

(4) 参加の辞退

参加表明書を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式4）を担当課へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者が、以降県が実施する他のプロポーザル等において、これを理由に不利益な取扱いを受けることはない。

6 審査方法等に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、企画提案書に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行い、各委員の総合評価点を平均し、平均総合評価点が高いものから順位をつけて最も高い者を第1位受託候補者とする。

なお、参加者が1者のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査を行うが、平均総合評価点が60点未満の場合には受託候補者として選定しない。

① 審査委員会の開催

日 時：令和7年7月9日（水）～14日（月）（予定）

※上記のいずれかの日で開催する。

※正式な開催日時等の詳細については、参加者あて別途通知する。

開催場所：茨城県庁（予定）

実施方法：提出された企画提案書に基づき、指定した日時にプレゼンテーションを行う。

1者ずつ個別に実施する方法とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分及び質疑応答10分の計30分を予定している。

なお、プレゼンテーションの際に塗装・張地見本、模型・サンプル等を提示することは可とする。

留意事項：審査委員会は非公開とするほか、参加者は会社名を特定できる表現や名札等の装着を避けること。

② 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に通知するほか、茨城県公式ホームページで公表する。

なお、審査結果についての異議は受け付けない。

(2) 評価項目

評価項目及び評価事項等は、以下のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
企画提案	製作内容	事業目的及び仕様書を十分に理解し、県が要求する内容を満たしているか。	10 点
	企画・デザイン	木製家具としての波及性が期待できるほか、実用性の高い提案がされているか。	20 点
	業務計画	製作体制や業務のスケジュールについての検討がされているか。	10 点
	県産木材の利用	県産木材を積極的に取り入れた提案になっているか。	20 点
	県内製作の可否	県内に製作可能な工場がある等の県内での利用促進、県内産業の発展に期待ができるか。	10 点
プレゼンテーション	説明内容	分かりやすく、説得力のある説明か。 積極的に取組む姿勢が見られるか。	20 点
積算内訳	見積金額	経費内訳が妥当か。	10 点
(総合評価点 合計)			100 点

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

※最も順位が高い者を第1位受託候補者として、契約締結交渉を行う。

※第1位受託候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約締結交渉を行う。

※契約の際には改めて見積書を徴取する。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2号各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。

8 その他留意事項

- ・本プロポーザルの提出書類等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類は審査目的の範囲で複製することがある。

9 問合せ先

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

メールアドレス rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

電話番号 029-301-4021 Fax 029-301-4039